

事業者向けサマリー(ベトナム)

「2018年～2021年におけるベトナムの対日本材輸出：高リスク輸入樹種を使用した木材製品の傾向の分析

ベトナムの植林木サプライチェーン：合法的かつ持続可能な木材製品の取引を促進するためのグッドプラクティス

ITTO プロジェクト PP-A/56-342B

“中国・ベトナムにおける持続可能な木材貿易のための合法性確認システム等の分析“

レポート作成者

藤崎 泰治, IGES



事業者向けサマリー(ベトナム): 「2018 年～2021 年におけるベトナムの対日木材輸出：高リスク輸入樹種を使用した木材製品の傾向の分析」「ベトナムの植林木サプライチェーン：合法的かつ持続可能な木材製品の取引を促進するためのグッドプラクティス」

公益財団法人 地球環境戦略研究機関 (IGES) は、「地球環境戦略研究機関設立憲章」の趣旨を踏まえ、新たな地球文明のパラダイムの構築を目指して、持続可能な開発のための革新的な政策手法の開発及び環境対策の戦略づくりのための政策的・実践的研究(戦略研究)を行い、その成果を様々な主体の政策決定に具現化し、地球規模、特にアジア太平洋地域の持続可能な開発の実現を図ることを目的とし、1998 年 3 月に日本政府のイニシアティブと神奈川県 の支援により設立されました。

<https://www.iges.or.jp/en>

国際熱帯木材機関 (ITTO) は、熱帯林資源の保全と持続可能な管理、利用、取引を促進する政府間組織です。ITTO のメンバーは、世界の熱帯林の大部分と世界の熱帯木材貿易を代表しています。ITTO は、持続可能な森林管理と森林保全を促進するために、国際的に合意された政策文書を作成し、熱帯の加盟国がその政策を地域の状況に適応させ、プロジェクトを通じて現地で実施することを支援します。さらに、ITTO は熱帯木材の生産と貿易に関するデータを収集、分析、普及し、コミュニティと産業の両方のスケールで持続可能な森林産業の発展を目指したプロジェクトやその他の行動に資金を提供しています。1987 年の発足以来、ITTO は 1000 以上のプロジェクト、プレプロジェクト、活動に 4 億米ドル以上資金を提供しました。すべてのプロジェクトは任意拠出金を財源にしており、現在までの主な拠出は日本とアメリカ合衆国の政府によって行われています。

© ITTO 2023

本作品は著作権で保護されています。ITTO、日本政府農林水産省及び IGES のロゴを除き、本書中の図版および文字情報は、販売または商業利用されず、出典を明記することを条件に、その全部または一部を複製することができます。

免責事項

本書で使用されている呼称および資料の提示は、いかなる国、地域、都市、またはその当局の法的地位、あるいはその境界線の画定に関するいかなる意見の表明を意味するものではありません。

本報告書の内容は著者個人の責任であり、いかなる場合においても ITTO、日本政府農林水産省及び IGES の立場を反映したものではありません。

目次

略語.....	4
はじめに.....	5
1. 木材セクター概要.....	6
2. 木材の合法性に係るベトナムの法制度概要.....	7
2.1. 木材輸入に関する法制度.....	7
2.1.1. 高リスク木材の基準.....	7
2.1.2. 高リスク木材を輸入する際のデュー・デリジェンスと様式.....	8
2.2. 国産植林木に関する法制度.....	9
2.3. 木材の流通に関する法制度.....	10
2.4. 木材加工・輸出業者の分類システム.....	10
3. ベトナムから日本に輸出される木材製品に含まれる高リスク輸入木材.....	11
3.1. 調査概要.....	11
3.2. 調査結果.....	11
4. 国産植林木のサプライチェーンに関するグッドプラクティス.....	13
4.1. 調査概要.....	13
4.2. 調査結果.....	13
4.2.1. 小規模農家の森林組合.....	13
4.2.2. 加工企業の取組.....	14
5. デュー・デリジェンスに有用だと思われる点.....	14
付属資料：.....	16
1. 2018年から2021年6月にベトナムが日本に輸出した木材製品およびその樹種リスクレ ベル.....	16
2. 加工事業者の取組.....	19
引用文献.....	20

略語

CITES	絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約
EU	欧州連合
FLEGT	森林法施行・ガバナンス・貿易
FPD	森林保護局
MARD	ベトナム農業農村開発省
SFMP	持続可能な森林管理計画
VNTLAS	ベトナム木材合法性証明システム
VPA	自主的パートナーシップ協定

はじめに

ベトナムは、140以上の国や地域に木材製品を輸出しており、国際的な木材供給国として非常に重要な役割を担っています。同国は、木材製品の輸出額で、アジアで2位、世界で5位に位置づけられています（MARD, 2021a）。このベトナムの木材産業を支えるのが、主に小規模農家が管理する植林地から生産される木材です。また、ベトナムは多くの国から木材を輸入しており、丸太や製材の輸入は、同国の木材産業の発展に大きく寄与しています。ベトナムは年間500万～600万m³の丸太と製材を輸入しており、その30～40%が熱帯樹種となっています（Cao *et al.* 2021）。

合法かつ持続的に生産された木材の貿易促進には、輸入事業者が当該木材の情報を収集し、リスクを評価し、必要に応じてリスク低減を行う（デュー・デリジェンス）が重要な戦略となります。一方で、ベトナムのこうした特徴は、同国から木材を輸入する事業者にとって、デュー・デリジェンスを行う上で課題になっています。実際にベトナムから木材を輸入する日本の事業者の方に聞き取り調査を行ったところ、「製品に使われている樹種の伐採国が分からない」、「ベトナムに輸入された熱帯樹種がベトナムで何に加工され、どこで消費されているのか分からない」といった輸入材に関する懸念や、「植林木だから大丈夫だと考えているが、証明できない」、「生産者が多くトレースが出来ないため、合法性の確認ができない」といった国産植林木の合法性証明に関する課題を伺いました。こうした課題の解決に役立つために、本 ITTO プロジェクト「PP-A/56-342BP“中国・ベトナムにおける持続可能な木材貿易のための合法性確認システム等の分析”」では、ベトナムに関して以下の2点について調査を行い、技術報告書として取りまとめました。

- 1) 2018年～2021年におけるベトナムの対日木材輸出：高リスク輸入樹種を使用した木材製品の傾向の分析
- 2) ベトナムの植林木サプライチェーン：合法かつ持続可能な木材製品を促進するためのグッドプラクティス

本サマリーはこの2つの調査結果をとりまとめ、同国から木材を輸入する際のデュー・デリジェンスに役立つ情報を提供することを目的とします。

本サマリーの構成は以下の通りです。1章では、ベトナム木材セクターの概要について概観します。2章では、ベトナムにおける木材の合法性や政府が定めた輸入木材の合法性リスク基準、デュー・デリジェンスの要件、そして企業分類システムについて説明します。3章では、ベトナムから日本に輸出された木材製品に使われた高リスク木材の傾向について調査結果を説明します。4章では、ベトナムの国内植林木生産とサプライチェーンに焦点をあて、聞き取り調査を基にグッドプラクティスについて事例を示します。5章では、調査結果を基に、ベトナムから木材製品を輸入する際のデュー・デリジェンスに有用だと思われる点を示します。

1. 木材セクター概要

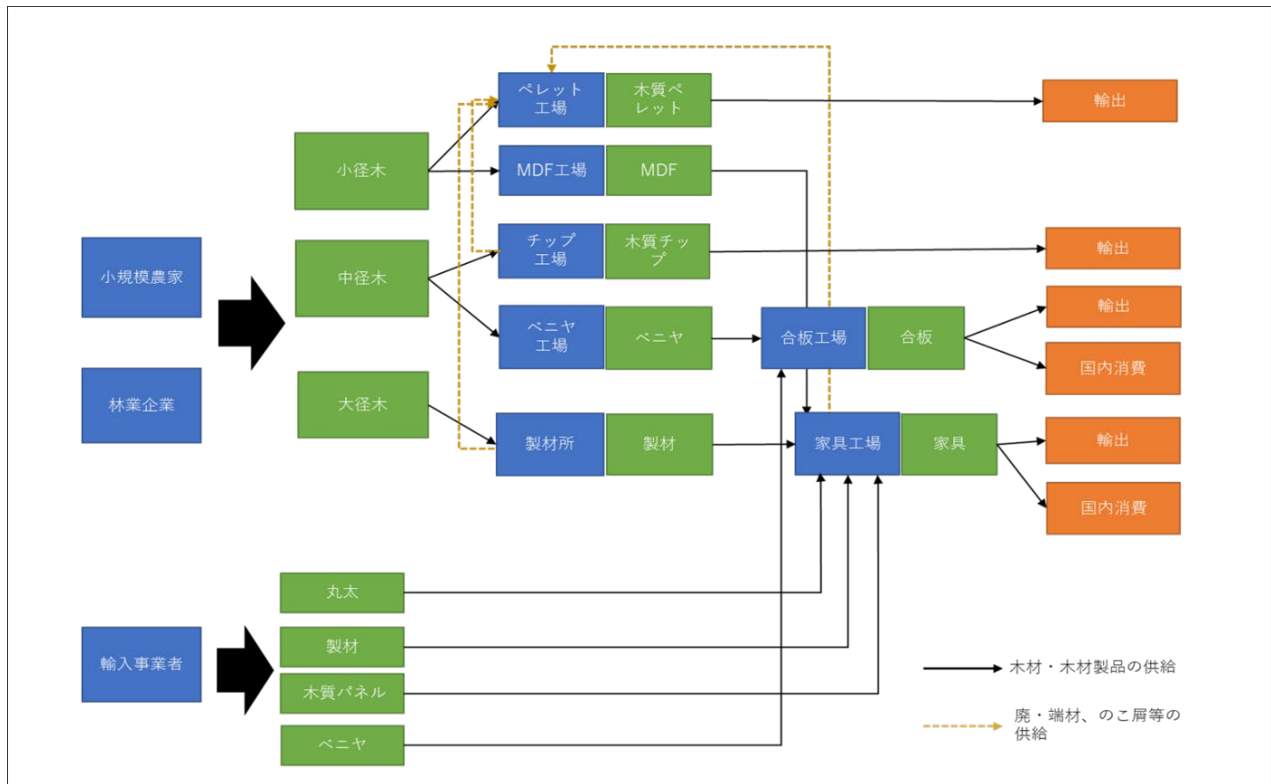


図1 ベトナムの木材サプライチェーンの概要

出典：To and Cao (2022) と聞き取り調査を基に作成

図1は、ベトナムの木材サプライチェーン全体を簡略的に示しました。ベトナム国内で生産される木材は植林地由来で、小規模農家が主な生産者です。また、国営及び民間の林業会社も商業目的で植林材を供給しています。

植林材は、そのサイズに従ってさまざまな製品の生産に使われています。一般的に、小型の丸太や枝などの一部は木質ペレット製造用で、中型のものはベニヤやチップ製造用、大型のものは製材所に販売されて家具製造に用いられます。また、小型の丸太やその一部は、家具製品に使用される木質パネル製造にも使われます。木質ペレットの製造には、植林地からだけでなく、チップ工場や家具工場などからの廃材・端材・おがくずなども利用されます。ただし、ベトナムの木材サプライチェーンは地域によって異なり、原木その他原料のアクセス、既存の加工施設、インフラおよび市場アクセスなど地域の要因に左右されます。木材に利用される植林樹種で最も面積が多いのがアカシアです。MARD (2021b) によると、アカシアの植林地が195万haで生産林全体の56%を占め、次いでマツ植林地(24万8,000ha、7%)、ゴム植林地(24万8,000ha、7%)、ユーカリ植林地(13万4,000ha、3.8%)となっています。残りの95万5,000ha(26.2%)は在来種や果樹の樹林となっています。Vu et al (2018) の推定によると、120万世帯以上が植林地生産を行っています。

また、ベトナムでは木材のサプライチェーンにおいて、地域の取引業者（中間業者、集荷業者とも称される）が重要な存在で、伐採や丸太などの集荷及び搬送などに従事しています。一方で、ベトナムの植林木使ったサプライチェーンには多数の小規模生産者や地域の取引業者が含まれるため、サプライチェーンが複雑化・階層化し、木材製品の合法的な原産地を特定したり、検証したりすることが困難になっています。

国産材だけでなく、輸入材もベトナムの林業の重要な木材供給源です。ベトナムは毎年、丸太と製材を500万～600万m³輸入しており、うち60～70%が温帯種、残りの30～40%が熱帯種です（Cao *et al.* 2021）。また、同国は木質パネルも輸入しており、2020年の輸入額は5億3,000米ドルに達し、木材製品の総輸入額の27.7%を占めました。丸太、製材、木質パネルは、おもに家具生産に使われ、輸入ベニヤは一部の合板のフェイス・バックなどに使われています。主に温帯種の輸入木材は輸出用品に、熱帯樹種は国内で主に消費されると推定されますが、とくに国内市場の規模ははっきりしていません。

2. 木材の合法性に係るベトナムの法制度概要

以下に、木材輸入、国内植林木の伐採とサプライチェーンに関する法制度を説明します。

2.1. 木材輸入に関する法制度

2.1.1. 高リスク木材の基準

政令 No. 102/2020/ND-CP 「ベトナム木材合法性保証システム（VNTLAS 政令）」、輸入木材の合法性リスクを判断するための「原産国のリスク（いわゆる地理的リスク）」と、輸入する木材の「樹種リスク」を定めました。

原産国のリスク（地理的リスク）

以下の基準のいずれかを満たしている原産国は低リスクとみなされる。原産国とは輸出国を意味し、必ずしも伐採国を指しているわけではない

- 木材合法性保証システムおよび FLEGT ライセンス制度が整備されている。
- ベトナムが VNTLAS 基準を満たしていると認めるサプライチェーン全体を対象としたデュー・デリジェンスに関する国の規制枠組みを持っていること。
- 世界銀行の Worldwide Governance Indicators (WGI) が 0 以上であり、CITES 規制システムで I レベルにランク付けされ、さらに次の 2 つのうち 1 つの基準を満たしていること：ベトナムと木材に関する二国間協定を結んでいる国、またはベトナムに認められた国家木材認証制度を持つ国であること。

樹種リスク

高リスクとみなされる輸入木材樹種は以下の通りである。いずれにも該当しない樹種は、低リスクとみなされる。

- ワシントン条約付属書に記載されている樹種
- ベトナムの制度によってカテゴリーIA およびカテゴリーIIA に属するとされる、絶滅の危機に瀕した貴重種および希少種
- ベトナムに初めて輸入される樹種
- ベトナム当局が収穫国で絶滅が危惧される、または違法取引されていると特定した樹種

ベトナム農業農村開発省（MARD）は、「地理的リスクが低い国（ポジティブ地域）」リストと「ベトナムに輸入された木材樹種」リストを作成し（定期的に更新し）、森林保護局（FPD）のウェブサイト¹で公表しています。リストに含まれていない国から輸入、またはリストに含まれない樹種を輸入する場合、高リスク木材とみなされます。なお、原産国のリスク（地理的リスク）を考慮すると、輸入熱帯木材のほぼ全てが高リスク木材に区分されます。

2.1.2. 高リスク木材を輸入する際のデュー・デリジェンスと様式

高リスク木材を輸入する場合、輸入事業者は VNTLAS 政令で定められたフォーム No.03 を記入して提出する必要があります。このフォーム No.03 は、当該輸入木材の詳細と合法性を確認するために使われた書類やリスク評価と低減措置について記されるため、デュー・デリジェンスの根拠としてみなすことができます。

表1 輸入木材の原産国申告書（VNTLAS 政令の付属書I フォーム No.3）の構成と概要

構成	概要
A	輸入木材のパッキングリスト（付属書Iのフォーム No.01、No.02）と同様の情報の記述が求められている。
B	VNTLAS 政令に示されている基準を用いて、輸入木材が低リスクか高リスクかを判別する。その結果、輸入木材が低リスクであれば、輸入者はさらなる追加情報を提供する必要はないが、高リスク（地理的リスクもしくは樹種リスクにおいて）と判断された場合には、追加書類の提出が求められる。
C	高リスクとみなされた場合に提出す追加書類について説明している（提出するのはこのうちの1つ）。高リスクとみなされた原料となる木材（例：HS 4403、4406、4407）の場合： (a) VNTLAS のすべての基準を満たす、原産国の自主的な証明書または国が発行する証明書 (b) 伐採許可証

¹ www.kiemlam.org.vn

	<p>(c) 伐採国で伐採許可証が発行されない場合、輸入者は伐採の合法性を証明する代替文書を提出しなければならない。この場合、輸入者は、その代替文書の内容と発行機関を明確に示し、さらに、サプライヤー情報や伐採許可証が入手できない理由も提供しなければならない。輸入者が伐採の合法性を示すことができる書類を入手できていない場合は、伐採許可証の代替となる他の文書で代用することが求められる。この場合、輸入者は、伐採国、サプライヤーの情報などとともに、伐採の合法性を示す文書を入手できていない理由を提出する必要がある。</p> <p>高リスクとみなされた木材製品（例：HS 4403, 4407 を除く HS 44, 94 の製品）の場合：</p> <p>(a) VNTLAS のすべての基準を満たす、原産国の自主的な証明書または国が発行する証明書</p> <p>(b) 輸入者が伐採許可証又は伐採の合法性を証明するその他の書類を持っていない場合は、木材の合法性を示す代替書類と伐採国、サプライヤーの情報を提出する。</p>
D	<p>高リスク木材の輸入者にパート C の書類の提出に加えて、合法性リスクを特定し、リスクを軽減するための追加的措置（デューデリジェンス）が求められている。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 該当する木材製品や樹種に適用される伐採国の合法性要件を特定する。 2. 輸入する委託品に関連する伐採と取引に関わる全てのリスクの特定と、そのリスクを低減する方法を記載する。

参照：林野庁 (2022)

2.2. 国産植林木に関する法制度

植林地の伐採の合法性は土地利用権に基づいています。EU との FLEGT-VPA は、ベトナムの主要な木材生産者である小規模農家による伐採の合法性の根拠として 10 の文書を挙げていますが、その内、「土地利用権証明書（Land use right certificate）」（1993 年の土地法で導入され、レッドブックと呼ばれる）は、小規模農家の土地利用権と伐採の合法性を証明する重要な証拠として使われています。ただし、レッドブックの発行プロセスはまだ進行中であり、すべての小規模農家がレッドブックを所有しているわけではありません。そのような場合、コミュニケーションレベルの人民委員会からの確認書などの書類が使われています。

小規模農家による伐採は、事前の伐採許可は必要とされません。一方で、国営林業企業など、国・民間組織が所有する植林地を伐採する場合、通達 28/2018/TT-BNNPT に定められている持続可能な森林管理計画（SFMP）を策定し、省の人民委員会から承認を得る必要があります。SFMP は長期森林管理計画で、伐採、モニタリングその他の管理活動が計画に含まれます。森林所有者は伐採す

る前に作成した伐採計画を管轄当局に提出し、モニタリングを受ける必要があります。小規模農家（世帯及び個人）は SFMP と伐採計画の策定を義務付けられていません。

2.3. 木材の流通に関する法制度

ベトナムでは、木材の輸送に許可証を必要としていません。しかしながら、伐採後、木材を取引または輸送する際など、サプライチェーンの各段階で木材・木材製品の所有者がパッキングリスト²を作成し原本を保管、コピーを販売先となる次の木材所有者に受け渡すことが規定されています。パッキングリストの作成と受け渡しはサプライチェーンに沿って行われ、木材に関する情報がサプライチェーンを通して伝達される仕組みになっています。ベトナムの法的枠組みは木材の合法性について自己申告制を取っているため、パッキングリストは木材製品の由来と取引の合法性を証明するのに極めて重要な役割を果たすと考えられます。なお、パッキングリストを含む国内のサプライチェーンについては、2018年に施行された MARD 通達 No.27/2018 によって規定されていましたが 2月15日以降は新たな通達 No. 26 /2022/TT-BNNPTNT によって規定されています。

2.4. 木材加工・輸出業者の分類システム

木材加工・輸出企業は、政府が定めた基準を遵守しているかどうかによって、カテゴリ I または II に分類されます。VNTLAS 政令第 12 条は、以下の基準を満たす企業はカテゴリ I に分類されると定めています。

- a. 企業の設立に関する法的要件を遵守し、設立からなくとも 1 年以上操業している
- b. 本政令に基づく木材の合法性要件と MARD 通達 No. 27/2018³の要件を遵守している
- c. 本政令第 27 条の報告書類作成と原本保持を実施する
- d. 違法な伐採等の犯罪行為による処罰を受けていない企業

2023 年 1 月現在、152 社がカテゴリ I の企業に分類され、以下のリンクから閲覧できます。

http://www.kieklam.org.vn/Desktop.aspx/List/Go_hop_phap/Danh_sach_cac_Doanh_nghiep_che_bien_va_xuat_khau_go_nhom_I/

企業業分類システムはまだ開発途中ですが、ベトナム企業の法令遵守状況を透明性のある形で示し、カテゴリに従って異なる輸出管理体制が適用されることから、将来的に、ベトナムの木材製品輸入業者が製品の合法性を評価するうえで重要な役割を果たすと期待されています。

² パッキングリストには以下の情報は含まれます：木材所有者の名称と連絡先、事業登録証明書／企業 ID 番号（林産物所有者が企業の場合）、木材の原産地（人工林、天然林、輸入木材など）、輸送時期、インボイス番号（ある場合）、車両（ナンバープレート／車両番号）、出発地と目的地、木材の詳細（製品名、樹種、量、単位）

³ MARD 通達 No. 27/2018 は、2022 年 12 月 30 日公布された MARD 通達 No 26/2022/ に置き換えられました。

3. ベトナムから日本に輸出される木材製品に含まれる高リスク 輸入木材

3.1. 調査概要

2018年から2021年（1月～6月）の貿易データを分析し、ベトナムから日本へ輸出された木材製品に含まれる高リスク木材を特定しました。ベトナムの輸出業者が上述のVNTLAS政令で高リスクに分類される樹種が含まれる場合、製品は高リスクとみなしました。

3.2. 調査結果

2018年から2021年（1月～6月）にベトナムから日本に輸出された木材製品に含まれるリスクについて以下の点が明らかになりました。

- 金額ベースで、日本に輸出された木材製品において高リスク木材樹種を使った製品が占める割合は低く、0.3%（2018年）、0.4%（2019年）、0.2%（2020年）0.2%（2021年1月～6月）であった。
- 製品に使用された高リスク樹種の中で、クルイン（*Dipterocarpus spp.*）、アフリカンマホガニー（*Khaya senegalensis*）、パドーク（*Pterocarpus spp.*）、サペリ（*Entandrophrag spp.*）及びホホワイトメランチ（*Dipterocarpus spp.*）が最もよく使用された。これらの樹種は、カンボジア、ラオスおよびアフリカ諸国からベトナムに輸入されている

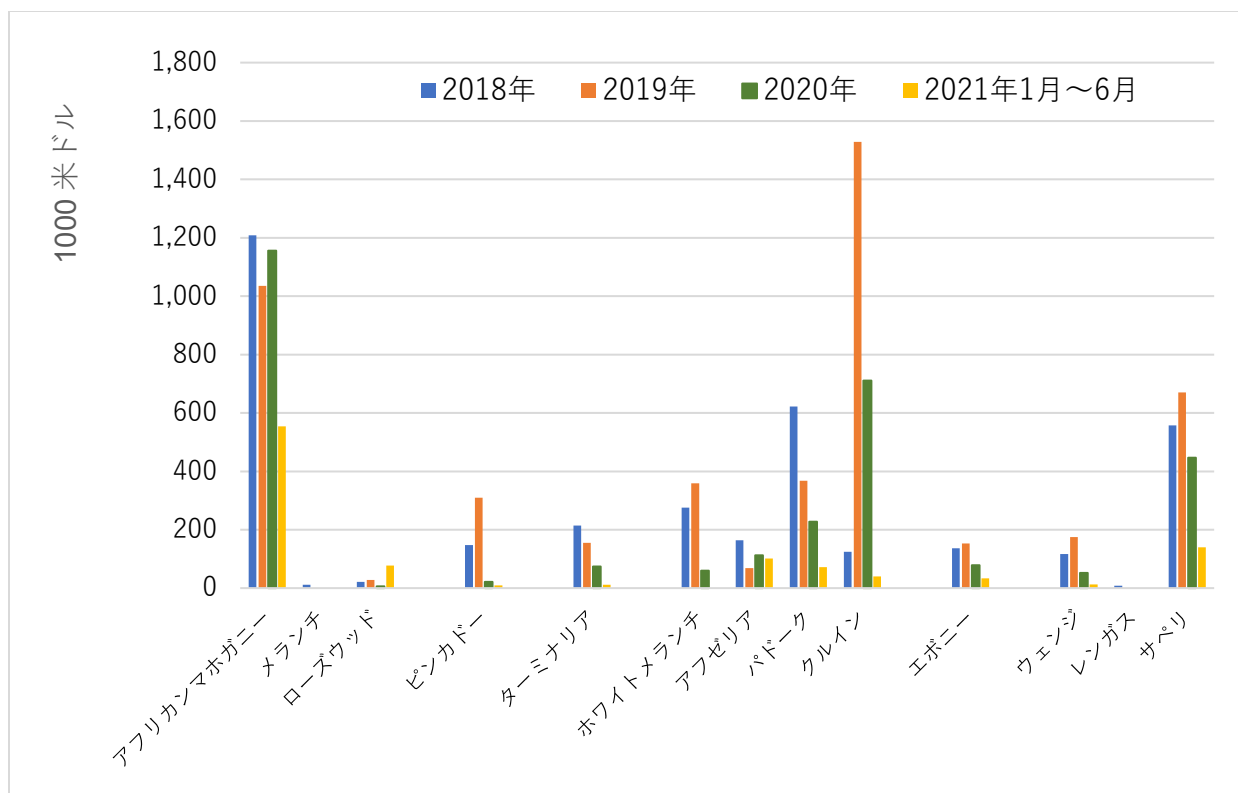


図1 2018年から2021年（1月～6月）に日本に輸出された製品に使用された高リスク樹種と製品の金額（米ドル）

製品タイプ毎に確認された高リスク樹種とその割合については、付属資料1に結果を示しました。製品タイプ別では、以下の点が明らかになりました。

- 金額ベースで、高リスク樹種が使われる割合は、製品によって大きく異なる。製材は、リスク樹種が使われた割合が11.9%と最も高かった（ただし、輸出量自体非常に低く、量ベースで2.6%であり、2020年以降リスク樹種は輸出されていない）。次いで、床材、木製ケース、木製建具、木製食卓用品、寄木細工、その他木製品で高リスク樹種の使用割合が高かった（1%以上、5%未満）。主要な輸出品である家具類は、木質パネルを主な材料に使用しており、高リスク樹種が使用された割合0.1%未満と非常に低かった。
- 木質チップ、木質ペレット、合板には、高リスク樹種は使われていなかった。ただし、合板の中には、フェイス・バックに熱帯樹種が使用される製品があるが、税関で樹種が申告されていない可能性がある。

4. 国産植林木のサプライチェーンに関するグッドプラクティス

4.1. 調査概要

本報告書において、グッドプラクティスとは、国産植林木のサプライチェーンの透明性、製品のトレーサビリティを強化し、法的主張の検証可能な根拠をサポートすることにより、合法的で持続可能な木材取引を支援する取組としています。

ベトナムでは、輸出用木材製品を生産する加工会社が上流のサプライヤーと法的拘束力のある契約や合意関係を結ぶ連携が増えています。この連携モデルの場合、植林地から伐採を行う小規模農家が森林組合⁴を形成することが多く、小規模農家の市場アクセスの重要な戦略として注視されています (Hintz *et al.*, 2021)。

そこで、森林組合の役割と加工事業者の取組についてグッドプラクティスの観点から検討するために、2 森林組合及び小規模農家連合と 5 加工事業者に対して聞き取り調査を実施しました

4.2. 調査結果

4.2.1. 小規模農家の森林組合

聞き取り調査の結果、森林組合モデルは、以下の機能を有すことから、木材生産とサプライチェーンの合法性を保証・検証し、持続可能な森林経営に貢献する可能性を持つことが示されました。

- 組合員の土地利用権を確認する（組合員資格）
- 組合員の林業活動のモニタリングと報告
- 組合員から木材を調達し、販売（組合によっては製材の一次品を生産し販売）することでサプライチェーンが集団化し、より追跡性の高いものに変えている

また、森林組合は、外部者（バイヤー、援助機関）等の技術・資金支援／投資の機会をもたらし、ベトナムでは、森林管理のグループ認証の窓口としても期待されています。一方でその発展は外部者に大きく依存する（市場機会、投資機会）ことが課題として挙げられます。森林組合に関する包括的な情報やウェブサイトなどの、供給と需要側を結ぶ情報プラットフォームがその発展には有効ではないかと考えられます。

⁴ 本報告書では、森林組合とは、主に小規模農家を中心とした植林地所有者が、伐採や丸太の販売などの林業に係る活動／事業を共同で行うためにベトナムの法制度に基づき設立した団体のことを意味する。なお、ベトナムでは協同組合法（Cooperative Law）が規定しており、個別の森林組合法などの個別の法律はない。伐採と丸太の販売だけを行う組合もあれば、製材所や苗畑を有す組合もあるが、本稿では便宜上、森林組合と称す。

4.2.2. 加工企業の取組

聞き取り調査を行った 5 社では、合法性、持続可能性、トレーサビリティを高めるサプライチェーン管理について取組を行っていました。付属資料 2 に結果を取りまとめました。5 社とも森林認証を活用していますが、認証だけでなく、木材生産者や中間業者、製材所との関係を強化し、サプライチェーンを固定化、木材の由来を確保する取組が図られていました。聞き取り調査では、売買関係から、契約、投資関係、メンバーシップ関係まで、サプライチェーン関係者とのさまざまな連携形態が確認されました。合法性の観点から見ると、シンプルで固定的なサプライチェーンが構築できれば、トレーサビリティが向上し、非公式または未知の木材がサプライチェーンに混入するのを防ぐことができます。聞き取り調査に答えてくれた加工企業のいくつかは、持続的で合理的な木材調達には、地元取引業者のサプライチェーン参加と協力が重要だと強調しました。

5. デュー・デリジェンスに有用だと思われる点

本調査結果から、以下の点が、ベトナムから輸入する木材のデュー・デリジェンスに有用だと考えられます。ベトナムからの木材輸出は、輸出先国によって製品の種類や使用される樹種が異なる可能性があります。本研究の結果から得られた知見は、日本の輸入事業者だけでなく、その他の輸入国の事業者にとっても有益であると考えます。

- ベトナムから輸入する木材製品の合法性リスクを評価する際に、木材の供給源（国内植林木なのか輸入木材）に分けて検討する。
- ベトナム政府のウェブサイトで、サプライヤーが上述の企業分類制度でカテゴリ I または II 企業に分類されているかどうかを確認することができる。この確認は、サプライチェーンのリスク評価の一環になる（なお、ベトナムの企業分類リスト作成は現在進行中であり、まだ完全ではない）。

<輸入材が使われている製品の輸入>

- 樹種と原産国を把握する。ベトナムの法的枠組み（VNTLAS 政令）によって定められたリスク基準と公表された国と樹種リストを参照し、輸入木材製品がベトナムの法制度において、リスクの高い樹種を使用しているかどうか確認する。
- 高リスク輸入樹種が使われている場合、当該木材がベトナムに輸入された際のデュー・デリジェンスについてサプライヤーに情報入手を依頼し内容を確認する。

国によってリスク評価のための基準が異なり、リスクの捉え方も異なることを認識することが重要です。つまり、ベトナムの法的枠組みにおける地理的リスクや樹種のリスクの定義は、輸入国の定

める基準とは異なる可能性があることに留意する必要があります。また、VNTLAS 政令が制定されてからまだ2年しか経っておらず、ベトナムではデュー・デリジェンスの実施はまだ初期段階にあることに留意する必要があります。輸入事業者を特定したり、フォーム No.3 を入手したりするにはサプライヤーの理解と協力が不可欠になります。

<国産植林木を使った製品の輸入>

ベトナムのサプライヤーがどのような木材調達先やサプライチェーンを構築しているかを理解するためには、以下の点を検討することが有効だと考えられます。

- 国産材調達先の種類（不明、固定化した個人、固定化したグループ）
- 原木生産者との連携の有無
- サプライチェーンアクターとの関係、連携の有無

最後に、輸入業者は、ベトナムのサプライヤーとどのように協力し、サプライチェーンの確立、維持、改善を支援できるかを検討することも重要だと思われます。聞き取り調査では、木材生産者や森林組合は、持続可能な植林地経営には安定した木材需要と消費が重要だと強調しました。そのため、輸入国のビジネスパートナーと持続可能な関係を構築することが重要であると、加工会社は指摘します。

付属資料：

1. 2018年から2021年6月にベトナムが日本に輸出した木材製品およびその樹種リスクレベル

製品	概要	高リスク樹種と割合
木質チップ (HS 440122)	主要な対日輸出品の1つ。年間輸出量は300万トン以上で、輸出額は約4億～5億米ドルであった。国産植林木が原料で、最もよく使用されたのがアカシアで、ユーカリ及びマツも使用されていた。	高リスク樹種は確認されなかった。
木質ペレット (HS 440131)	主要な対日輸出品の1つ。輸出は増加傾向を示し、2020年の年間輸出量は120万トン、輸出額は約1.6億米ドルであった。原料には、小径の国産植林木や枝などが利用される。アカシアが最もよく使用されるが、ゴムノキ、ユーカリ及びマツも使われる。	高リスク樹種は確認されなかった。ただし、一部の木質ペレット工場は加工・家具工場からの残材を使用しているため、ペレット製品に高リスク樹種の端材が含まれる可能性がある。
製材 (HS 4407)	輸出量と輸出額は小さく、大幅に減少している。2020年の輸出量は550 m ³ 、輸出額は17万米ドル以下で、だった。主な樹種は、ユーカリ、バーチ及びゴムであった。	高リスク樹種の量・金額は少ないものの、その割合は、金額ベースで他の製品に比べると非常に高い。2018年は、6.1万米ド(22.4%)、2019年は3.1万米ドル未満(11.8%)だった。それ以後は、樹種リスクは確認されなかった。
床材 (HS 4409)	輸出量は7,000～8,000 m ³ /年、輸出額は700万～800万米ドル/年であった。20種類以上の樹種が製品に使用され、国産植林木であるインドボダイジュとアカシア及び輸入材であるイエローポプラ、オーク、マツが多かった	高リスク5樹種が使われた。高リスク樹種を使った製品の輸出量・額は大幅に減少したが、その割合は、他の製品グループと比較すると高い。金額ベースで、2018年(6.5%)、2019年(2.6%)、2020年(1.4%)、2021年1月～6月(3.2%)であった。
合板 (HS 4412)	主要な対日輸出品の1つ。年間輸出額は約4,000万～5,000万米ドル。国産植林木が使われ、特にアカシアが一般的であるが、ユーカリとスタイラックスも使用されていた。	高リスク樹種は確認されなかった。ただし、合板のフェイス・バックに輸入した熱帯樹種の単板を使っているが、輸出の際には芯材に使用した国産植林木樹種しか申告していない可能性がある。オクメやビンタンゴール、MLHなど熱帯広葉樹の単板が中

		国経由で輸入され使われている。フェイス・バックに最も多く使用されている樹種はバーチで、主に中国からの輸入であるがロシアで伐採され、中国で加工されたものもある。
木製ケース (HS 4415)	輸出額は年間 100 万米ドル以下と少ない。国産植林木であるマツ、アカシア、ゴムノキが主に使われる。	高リスク樹種はアフリカンマホガニーで、同樹種の輸出額と割合は 2019 年が最も多く、約 1.7 万米ドル (2.2%) であった。
木製建具 (HS 4418)	主要な対日輸出品の 1 つで、年間輸出額は約 5,000 万米ドル。40 種類の樹種が使われるが、国産植林木のゴムノキと輸入材のオーク、アッシュおよびマツが多く使用された。	高リスク 5 樹種が使われた。その割合は、2019 年が最も多く、2.3% (個数ベース) 及び 3.6% (金額ベース) であったが、2021 年前半にかけて減少傾向を示した。クルインとパドークが多く見られた。
木製食卓用品 (HS 4419)	年間輸出額は約 2,000 万米ドルで、国産植林木であるスタイラックスとマグノリアが多く使用された。	高リスク樹種は 2 樹種だが、サペリが確認されたのは 2018 年だけで、ほとんどアフリカンマホガニーであった。その割合は 2021 年前半の輸出が最も多く、個数ベースで 0.1%、金額ベースで 1.9% であった。
寄木細工 (HS 4420)	年間輸出額は少なく、約 400 万米ドル。国産植林木のゴムノキと輸入材であるチェスナット、マツ及びオークが多く使用された。	高リスク 5 樹種が使われたが、アフリカンマホガニーとサペリが最も多かった。その割合は金額ベースで増加傾向を示し、1.6% (2018 年) から 3.1% (2021 年 1 月～6 月) であった。
その他の木製品 (HS 4421)	年間輸出額は 4,000 万米ドル以上。約 20 種類の樹種が製品に使用され、国産植林木のゴムノキとスタイラックスが多く使用された。	高リスク 3 樹種が確認され、サペリが特に多かった。金額ベースで、その割合は、2019 年が 1.3% で最も高く、以降減少傾向を示した。
腰掛け (HS 9401)	主要な輸出製品の 1 つ。年間輸出額は約 1.2 億米ドルで、輸出は拡大している。国産植林木のゴムノキ、アカシア、ユーカリ、輸入材のオークが多く使用された。	高リスク 5 樹種が確認され、アフリカンマホガニーが最も多かった。金額ベースで、高リスク樹種の割合は、0.9% (2018 年) から 0.4% (2021 年 1 月～6 月) に減少した。

オフィス家具 (HS 94033)	主要な対日輸出製品の一つ。年間輸出額は約 8,000 万米ドルで、国産植林木のゴムノキ、輸入材のオーク、アッシュ及びマツが多く使用された。	高リスク 3 樹種が使われたが、その割合は、金額ベースで 0.002%~0.050%と非常に低かった。
台所用木製家具 (HS 94034)	主要な輸出製品の一つ。年間輸出額は 6,000 万米ドルで、国産植林木のゴムノキとアカシア、輸入材のマツが多く使用された。	高リスク樹種の使用はほとんど見られなかった。使われた高リスク樹種は 1 種のみで、2019 年以降は、使われなかった。
寝室用家具 (HS 94035)	主要な輸出製品の一つ。年間輸出額は 1.1 億米ドルで、ゴムノキ、MDF、マツが最もよく使用された。	高リスク樹種の使用はほとんど見られず、2018 年のローズウッドを使った製品 (540 米ドル) のみ。2019 年以降は、高リスク樹種が確認されなかった。
その他の木製家具 (HS 94036)	主要な輸出製品の一つ。年間輸出額は 1.1 億米ドルで、国産植林木のゴムノキ、アカシア、輸入材のマツ、ウォルナットオークが多く使用された。	高リスク 5 樹種が使われた。金額ベースで、その割合は、0.26%から 0.35%であった。

2. 加工事業者の取組

企業	加工品	認証	国内の木材供給源	供給源との連携	他のサプライチェーン関係者との連携	合法性を確保する文書	森林管理
A社	家具	FSC-CoC	国営林業会社	契約関係	製材所との契約関係	- パッキングリスト	連携なし
			小規模所有者	連携なし			
B社	木質ペレット	FSC-CoC FSC-FM グループ認証	小規模所有者	契約関係とメンバースhip関係	地元取引業者との契約関係	- レッドブックのコピー／ 地元当局からの確認書 - 小規模事業者が作成した パッキングリスト	技術・資金投資の 提供 モニタリング
C社	木質ペレット	FSC-CoC FSC-FM グループ認証	小規模所有者	契約関係とメンバースhip関係	地元取引業者との契約関係	- レッドブックのコピー／ 地元当局からの確認書 - 小規模事業者が作成した パッキングリスト - 小規模事業者と地元取引 業者のID情報	技術・資金投資の 提供 モニタリング
D社	MDF	FSC-CoC FSC-FM	子会社の人工林	所有者	-	- レッドブックのコピー／ 地元当局からの確認書 - 小規模事業者が作成した パッキングリスト	投資（子会社の人工林）
			小規模所有者	直接購入または 地元取引業者を 介した購入	地元取引業者との販売関係		
E社	製材	FSC-CoC FSC-FM グループ認証	小規模所有者／森林組合	契約関係とメンバースhip関係	製材所との投資・契約関係	- パッキングリスト	技術・資金投資の 提供 モニタリング

引用文献

1. Cao, T.C., Tran, L.H., and To, X.P., 2021. A market update report on Vietnam's timber import as of August 2021. A report from VIFOREST, BIFA, FPA Binh Dinh, HAWA and Forest Trends. The full report in Vietnamese language is available at:
https://goviet.org.vn/upload/aceweb/content/FN_Viet%20Nam%20Nhap%20khau%20go%20nguyen%20lieu%208%20thang%202021.24.9..pdf.
2. Hintz, K. S., Kimengsi, J. N., & Pretzscha, J.. 2021. How do smallholder forest farmers' organisations manage and commercialise wood products? – A global systematic review. *Forest Policy and Economics*, 128, 102460. doi:<https://doi.org/10.1016/j.forpol.2021.102460>
3. Ministry of Agriculture and Rural Development (MARD), 2021a. Proposal on the sustainable and effective development of wood processing industry sector in 2021 – 2030 period (Draft in August 2021, Vietnamese version).
4. Ministry of Agriculture and Rural Development (MARD), 2021b. Báo cáo kết quả thực hiện năm 2021 và triển khai nhiệm vụ trồng trong năm 2022 lĩnh vực lâm nghiệp [Report on 2021 result and plan for implementation of major tasks in 2022 for forestry sector], dated 29 December 2021.
5. To, X.P., and Cao, T.C., 2022. Legality of Plantation Timber in Vietnam, Some shortcomings and policy recommendations. A report from VIFOREST, BIFA, FPA Binh Dinh, HAWA and Forest Trends
6. Vu T., P., Tan Phuong, Nguyen H., T., Tiina H., and Simola, N., 2018. Workshop report on Enhancing smallholder forestry towards sustainable and profitable forest management in Vietnam. Hue City, 28-29 September 2018
7. 林野庁 (2022) 『令和 3 年度「クリーンウッド」普及促進事業のうち違法伐採関連情報の提供報告書 (抜粋：ベトナム)』
https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/jouhou/pdf/r3/r3report_5.pdf